

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 2 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 5 号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第 20 条 第 16 条及び前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副 2 部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管の広域振興局又は地方振興局長を経由して提出しなければならない。</p> <p>(最終処分場の残余容量の報告)</p> <p>第 25 条 最終処分場（廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けたものに限る。）の維持管理を行う者は、毎年 4 月 1 日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書（様式第 18 号）により 6 月 30 日までに所管地方振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p>	<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 1 項及び第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第 20 条 第 16 条及び前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副 2 部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管の広域振興局又は地方振興局長（以下「<u>所管広域振興局長等</u>」という。）を経由して提出しなければならない。</p> <p>(最終処分場の残余容量の報告)</p> <p>第 25 条 最終処分場（廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けたものに限る。）の維持管理を行う者は、毎年 4 月 1 日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書（様式第 18 号）により 6 月 30 日までに所管広域振興局長等を経由して知事に報告しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。